

教育基本法改悪法案の参議院特別委員会での強行採決に抗議し、
特別委員会に差し戻して徹底審議、廃案を要求する(談話)

2006年12月14日

日本高等学校教職員組合
書記長 加門 憲文

(1)自民・公明の与党は本日、参議院教育基本法特別委員会において教育基本法改悪法案の採決を強行した。衆院での与党単独採決につづく度重なる暴挙に対し、満身の怒りをこめて抗議するとともに、特別委員会に差し戻し、徹底審議、廃案を要求する。

(2)特別委員会での強行採決は、議会制民主主義と圧倒的多数の国民世論をふみにじるものである。また、政府・文科省が多額の血税をつかって世論誘導、世論の「偽装」を行ったことは、法案提出者としての資格が問われる重大な問題であり、全容解明と責任が明確にされないまま採決を強行したことは断じて認められない。

(3)強行された改悪法案は日本国憲法に違反する重大な問題点をもつ欠陥法案である。

「国を愛する態度」を教育の目標に掲げておしつけることは、国民の思想・信条、内心の自由を侵害するものである。また、改悪法案は政府・行政による教育への介入を無制限に可能にするものであり、民主教育の根幹を破壊することにつながるものである。

(4)国民世論の圧倒的多数は、「改正」に賛成の人々を含め「今国会での成立にこだわらず、国民的な論議をふまえ、慎重な審議」を求めている。多くの新聞・マスコミの主張、国会での参考人あるいは公聴会の公述人の意見、教育関係学会の共同声明、日本弁護士会および47にもものぼる単位弁護士会の会長声明、全国各地から寄せられた教育長、元校長、PTA役員等のアピールもまた、こうした国民の声と響きあうものである。与党による採決の強行は、こうした世論のいつそうの広がりをおそれ、改悪法案の本質と憲法改悪のねらいをおおいかくすためのものであるといわなければならない。

(5)憲法と一体の教育基本法をこうした乱暴なやり方で改悪を強行したことは絶対に認めることができない。私たちは、子どものたしかな未来を切り拓こうと決起した全国の教職員、父母、労働者、市民そして各分野の人々との共同・連帯をさらに広げ、国民世論を力に、参院本会議での採決強行阻止をめざし、最後までたたかいぬくことを表明する。